

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和３年度第３回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和３年１１月１６日（火） 午後１時３０分から午後２時４０分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 ４階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事（兼）調達契約課長 織田充彦 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 岡本慎哉 調達契約課主査 横田拓也 上下水道管理局長 浅井英幸 上下水道管理局次長（兼）経営企画課長 上嶋幹久 上下水道管理課長 濱地秀幸 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主査 中出尊志 建設部津北工事事務所長 倉田智司 建設部営繕担当参事（兼）営繕課長 鳥井宏孝 水道施設課長（兼）水道技術管理者 池山裕介
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について ア 入札及び契約手続の運用状況 イ 指名停止措置等の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他 最低制限価格の設定方法について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(1) 入札・契約に関する報告について

ア 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 事後審査型条件付一般競争入札（工事）の鋼構造物で発注された 2 件について、いずれも同じ業者 1 者のみが入札に参加した結果、落札となっていますが、工事内容的に参加者が少なくなる工事なののでしょうか。また、この入札に参加可能であった業者は何者程度いたのでしょうか。

(事務局)

A 日神橋橋梁長寿命化修繕（上部工）工事については、同種工事の施工実績を入札参加要件として付しています。その内容については、施工対象の橋梁の支間長や幅員の 8 割の長さを基準に設定しました。入札参加要件を満たす業者は複数ありましたが、結果的には 1 者の参加となったところです。

(事務局)

A 野田調整池築造（鋼製管理橋）工事についても同様に、同種工事の施工実績を入札参加要件として付し、要件を満たす業者は複数ありましたが、結果的に 1 者の参加となったところです。

(委員)

Q 入札参加要件を満たす業者数はどれくらいだったのですか。

(事務局)

A 先ほど申し上げた実績要件を踏まえると、市内本店業者では 3 者程度を見込んでおりました。競争性を確保するために業者の所在地要件を東海三県内本店又は支店まで拡げており、そうすると大手の橋梁施工業者も含まれますので、入札参加要件を満たす業者は多数存在しておりました。しかし、そうした大手の業者からすると今回の案件のような工事は小規模であるため、参加を見送られたのではないかと思います。結果として、入札参加要件を満たす市内本店業者 1 者の参加となったものと考えています。

(委員)

結果として 1 者の参加ではありましたが、競争性が確保された入札参加要件となっているということですね。

(委員)

Q 参加意思確認型指名競争入札について、参加意思がある業者を指名したのであれば、参加者が 1 者となった結果に疑問を感じますが、その経緯について教えてください。

(事務局)

A この工事は J R の鉄道線路付近の工事であり、事前に J R と協議した内容を踏まえ、J R の鉄道線路付近の工事に精通した業者 3 者を指名し

ました。参加意思確認型指名競争入札は、指名をした後に参加意思を確認する入札方法でございまして、3者のうち辞退が1者、指名通知書未受領であった業者が1者、残る1者から参加があったという状況でございます。

(委員)

Q 鉄道に関連した案件では、過去に随意契約とした案件もあったように思いますが、今回は指名競争入札で執行されたということですか。

(事務局)

A JRや近鉄等の鉄道に関連した案件は、施工業者について、鉄道会社との協議のなかで各種条件が付されます。その内容に基づき、なかには随意契約となることもあります。基本的には複数者を指名するケースが多くなっています。

イ 指名停止措置等の運用状況
特になし

(2) 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(ア) 令和3年度水施第7号

河芸地域水道施設遠方監視装置更新工事

(委員)

Q 随意契約の理由は公表されているのでしょうか。

(事務局)

A 随意契約理由については本市HPにおいて公表しています。

(委員)

Q 随意契約理由として、独自に開発された部品やソフトウェアが挙げられていますが、汎用品等を使用し競争入札にはできなかったのでしょうか。

(事務局)

A 今回においては、津市内の一部の地域における遠方監視装置を更新し、遠方監視システムの統一化を図る工事であったため、残りの地域のシステムを整備した業者と随意契約を行いました。仮に津市内の遠方監視装置を総入れ替えする内容であれば一般競争入札が可能であったと思います。

(委員)

Q 総合的に考えて随意契約という判断になったものと思います。一方で工事内容や規模も違いますが、競争入札においても同一の業者が1者のみ参加した結果、落札となっている案件もあります。入札とすれば業者

が入札参加について判断をする一方で、随意契約については市が特定の業者を指名するものと理解していますが、その違いといいますか、今回の案件について競争入札とした場合の弊害はあるのでしょうか。

(事務局)

A 一般競争入札とした案件については、機器を取り替える修繕ですので、同種修繕の実績を満たしていればどこの業者でも施工可能と判断しました。随意契約とした案件を競争入札としたとしても、当初のシステムに関連した部分については当初システムを独自に開発した業者でないと施工できませんので、競争に参加しようとする業者にとっては制約が多い条件となったかと思います。

(委員)

Q 市のほうでそのあたりのことを勘案して、今回は随意契約としたということでしょうか。

(事務局)

A 工事や修繕のなかで特定の業者しか施工できない内容がどの程度含まれているかということも考慮しており、そういった内容が少ない場合は一般競争入札、多い場合は随意契約というように判断しております。

(委員)

Q 随意契約とした理由については理解しますが、例えば施工期間が短くなるなど、競争入札ではなく随意契約とすることによる具体的なメリットはどんなことが挙げられますか。

(事務局)

A 特にメリット・デメリットという考え方をしているわけではありません。

今回の工事は、河芸地域を除く市内全域で同一のシステムが導入されている状況において、河芸地域にも同一のシステムを導入し、市内全域を統一されたシステムで管理するという目的のもとに、当初のシステムを整備した業者と随意契約をしたものです。

仮に津市内全域において、全く新しいシステムを導入しようとした場合、三重県における同様の事例において約20億円ほど費用が必要であったということも聞いておりますので、本市においても5～10億円程度の費用が必要であったかと思います。

(事務局)

随意契約については、特に事務的なメリット・デメリットがあるということではありませんが、機器やシステムの更新において一般競争入札とした場合、他の業者が入り、責任分界点が不明確になることがあります。既設業者が施工したのであれば、施工後において不具合が生じた際にも、アフターフォローまで含めたその業者の明確な責任に基づいた対

応が確保できるということも随意契約において考慮するところです。

今回、競争入札とした案件については、仮に既設業者ではない業者が施工したとしても、責任分界点が明確であるという判断を含めて競争入札としたものでございます。

(委員)

随意契約とすることで、そういった責任分界点が不明確になるということ回避できるということですね。

(委員)

Q 今回更新した河芸地域のシステムは、合併前から使用していたものを新しく更新する際に津市のシステムと統一したということでしょうか。

(事務局)

A そのとおりでございます。

(委員)

今回の更新に際して不具合が出ないように、既設の津市のシステムを整備した業者が施工したほうが安心ということで判断されたということですね。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(イ) 令和3年度営子推補第48号

(仮称)河芸こども園整備に伴う津市立上野幼稚園及び津市上野保育園便所改修工事

(事務局)

本工事の施工現場においては、本工事の発注時点において既に建築改修工事が施工されておりました。本工事と建築改修工事は施工期間が重複し、施工箇所も交錯するため、先に現場にて建築改修工事を施工している業者が本工事を施工することが、工事中の円滑な施設運営と園児の安全を確保する上で最も有利であることから随意契約を行ったものです。

(委員)

工事内容は一般的な内容であるにも関わらず随意契約となっていたので抽出させていただきましたが、随意契約理由を聞き納得しました。

(委員)

A 本工事について、当初から建築改修工事に含めて発注することはできなかったのでしょうか。

(事務局)

Q 委員がおっしゃるように建築改修工事に本工事を含めて発注することが通常かと思いますが、建築改修工事の設計時点においては、幼稚園及び保育園までは便所改修の範囲に含めないとする状況にございまし

た。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の状況を受けて、交付金の活用を含めて、幼稚園及び保育園まで便所改修の範囲に含めるという方針が、建築改修工事の発注後に決定したため、本工事を当初から建築改修工事に含めるということは難しかった状況でございました。今後におきましては、可能な限り効率的な発注に努めてまいります。

(委員)

Q 予算措置の関係で別発注とせざるを得なかったということでしょうか。

(事務局)

A そのとおりでございます。当初予算の案件と補正予算の案件ということでございます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(ウ) 令和3年度北道新補第2号

白山芸濃線道路改良（舗装）工事（その2）

(委員)

Q この案件については、入札参加者のうち9割にあたる業者が失格となっていたため抽出させていただきました。一般的な感覚からするとどこが適正価格だったのかと思うのですが、このような結果となった理由についてどのように推察されているか、改めて教えてください。

(事務局)

A 最低制限価格については、公開されている算式を基に、必要と認められる場合には工事等の技術上の難易その他の条件を考慮した増減調整を行い、算出しておりますが、本工事のように予定価格が高額な案件においては、増減調整まで含めた最低制限価格を予測しきることが難しかったのではないかと考えています。今年度においては舗装の大型工事が多数発注されていますが、いずれにおいても入札参加者が多く、業者の受注意欲が高いことが見受けられます。

(委員)

Q 本案件の入札結果を見ると、5053万円あたりで入札された業者が多いように思いますが、調整内容の読み方の違いによって失格となっているのでしょうか。

(事務局)

A 算式による部分についてはほとんど正確に算出されているものと思いますが、増減調整による部分について、各業者が過去の同種工事の入札結果を勘案して予測された結果が、今回のような入札結果につながったものと考えています。

(委員)

Q 30者参加されたうちの1者について、予定価格を超える金額で入札されていますが、この理由についてなにか推察されていることはありますか。

(事務局)

A はっきりとした理由は分かりかねるところでございまして、同日に開札された他の案件と勘違いされたということでもなさそうです。あえて推察するならば、予定価格の税込金額に近い金額でしたので、そのあたりで誤認があったのかもしれませんが。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) その他

最低制限価格の設定方法について

(事務局)

現在の本市の最低制限価格の算式は平成29年公契連モデルを準用しておりますが、最新モデルである平成31年モデルと比較すると算式は同じですが、上限について、最新モデルでは予定価格の92%としているところ、本市では予定価格の90%としています。

上限を90%に据え置いてきた理由としては、最低制限価格を上限の90%と設定した工事であっても履行状況に問題はなく、工事成績について90%の上限でない工事と比較しても悪かったとは認められず、工事の品質に問題がなかったことが挙げられます。

しかしながら、近年の労務単価や資材価格の上昇により、最低制限価格が予定価格の90%を超える案件が増加傾向にあります。

近年の最低制限価格の設定状況については、建築一式工事や管工事、解体工事等の工事費全体に占める直接工事費の割合が高い大型の工事において、上限の90%と設定した案件が多くなっています。ただし、90%を超える案件についても、わずかに超える程度でございまして、最新の公契連モデルの上限である92%を超える案件は過去4年間にしても2件のみとなっています。90%と設定した案件においては、業者が最低制限価格を容易に推測することができ、参加者全者によるくじ引きとなる事例も見受けられます。また、上限を92%とした場合、各年度の工事発注状況によってばらつきはありますが、最低制限価格が上昇します。本市の入札状況を踏まえますと、その上昇分に相当する金額の支出増が見込まれます。

このような状況のなか、国土交通省ではダンピング対策の強化を図っており、最新の公契連モデルを下回る水準で制度を運用している自

治体に対し、個別に改善要請を行うこととされています。本市においても昨日、国土交通省からのヒアリングを通じた改善要請がなされました。そのなかでダンピング対策については、工事の品質確保はもちろんのこと、平成26年の品確法の改正以降、業者の適正な利潤を確保することを通じた建設業界の健全な発展にも重きを置いているとのことでした。建設業界においては、重度の肉体労働であることや危険を伴う労働内容であることから、若年労働者の確保が困難となっており、労働者の高齢化、労働者数の減少といった課題に直面しており、本市の建設業者からも同様の状況であることを聞き及んでいるところであります。このままの状況が続けば、将来的に社会資本の整備や維持に支障が生じかねないこと、万が一、大規模な災害が発生した際の迅速な復旧という面からみても懸念されることから、ダンピング対策の強化に取り組み、業者の適正な利潤を確保し、業界で働く方々の賃金水準の上昇を促進し、若者にとっても魅力ある業界とすることで、業界の将来的な維持を図っていく必要があると考えております。

また、全国の自治体の動向を見ても最新の公契連モデル相当又は以上で設定している自治体が増加していることや、三重県内においても最新モデル相当又は以上の自治体が多数を占めている状況にあります。

以上のような状況を踏まえますと、契約担当所管としては、本市の最低制限価格制度についても最新の公契連モデル相当の水準とするため、設定範囲の上限を92%へ見直したいと考えております。

(委員)

近年の結果を見ても算式による価格が92%を超える事例はほとんどないということで、92%というのは新たに上限とする値として適正であると思います。背景にある業者の健全な育成という観点も理解できるため、上限の変更について賛成です。

(委員)

同じく92%とすることに賛成です。近年の結果からも、現状ではくじ引きとなる確率が高くなっていますので、上限を変更することにより、より競争性が確保されればと思います。非常に大きな工事の場合にはわずか数%の上昇でも多額の支出増につながりますので、税金の支出という観点からは難しい面もありますが、相手先の建設業者についても元を辿れば市民ですので、その適正な利潤確保も必要であるかと思います。総合的には上限の変更に関して賛成です。

(委員)

国や県、他の市町との均衡といった側面もありますので、92%へ上限を変更することについて賛成です。

最低制限価格の設定範囲の下限について、公契連モデルや三重県は7

０％としているにも関わらず、津市においては８０％としている理由はなにかあるのでしょうか。

(事務局)

A 本市の最低制限価格については、平成１９年１０月以降開札分から、算定式によらず予定価格の一律８０％としていた時期がございまして、業者の入札金額が８０％に集中しておりました。このことを受け、平成２０年９月から算式による最低制限価格の算出へと見直しを行いました。これまで実質的に８０％が下限額となっていたことから、下限についてはあえて見直しは行わずに現在まで運用しております。現実的には算式による値が８０％を下回る案件はございません。

(委員)

あえて津市がこのまま上限を９０％とし続ける必要はないと思うので、上限を変更することに異論はありません。

(委員)

下限について仮に７０％としたとすると、強く体力がある企業は最低制限価格の下落に対応できるかもしれませんが、中小零細企業は対応できないと思いますので、そのあたりのことも考えないといけないと思います。設定範囲については、保護の対象とする企業についても併せて考える必要があると思います。

上限については、９０％を超える結果となっているのはＡランクの業者が対象となっている案件が多いので、９２％として保護されるのはＡランクの業者ばかりとなり、より小さな業者の保護は必要ないのかという意見もあると思います。変更にあたっては、そのあたりのことも踏まえて建設業界と意見交換したうえで実施したほうがいいのではないかと思います。

また先ほどの説明のなかで、労働者の賃金を確保するといったことがありましたが、労務費については直接工事費に含まれるなかで、既に最低制限価格の算式において９７％として非常に高い割合で算定されています。仮に上限を上げたとしても実際に労務費の上昇につながるかという疑問が残るため、例えば算式における直接工事費を９７％から１００％に上げるといった方法もあるかと思います。

様々な意見があるかと思いますが、いろいろな面から検討していただいて、最良の入札制度としていただければと思います。

(事務局)

様々なご意見をいただきましてありがとうございます。

現行の本市の制度においては、税金の支出を抑えてきたという面もあります。委員のご意見のとおり仮に直接工事費を９７％から１００％に変更し上限を９２％としたとしても、上限の９２％を超えた場合には、

直接工事費を100%とした意味がなくなってしまうということもあります。建設工事においては大型の工事ほど業者の施工体系が重層構造になる傾向にあり、下請への資金の流れが悪くなると市域の経済にも影響が出ますので、そのあたりのことも踏まえて対応していきたいと思います。

また関連する各業界のご意見も聴いたうえで対応していきたいと思っています。

随意契約

抽出案件①

件名	令和3年度水施第7号 河芸地域水道施設遠方監視装置更新工事
見積者	三愛物産(株)三重支店
業種	電気
施工場所	津市 河芸町久知野ほか7町 地内
工期	令和4年2月28日
修繕概要	遠方監視装置更新 一式
契約方法	随意契約
見積日時	令和3年8月27日 午後1時30分
随意契約理由	当工事は、河芸地域水道施設の遠方監視装置を、安芸事業所が河芸地域を除く地域で現在使用している遠方監視装置に更新し、遠方監視システムの統一化を図るものです。 今回、遠方監視装置を更新し統一化を図るシステムについては、三愛物産株式会社の独自技術に基づき設計され、独自に開発された部品及びソフトウェアで構成されています。 当工事には、当該監視装置に係る専門的知識及び技術を有するとともに、部品調達等が可能で、施工中の不測の事態にも迅速かつ的確な対応が必要なことから、三愛物産株式会社三重支店と、「他の者が有し得ない専門的知識及び技術等を必要とし、特定の1者しか履行できないもの。」として、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による随意契約を行うものです。

予定価格

39,472,000 円

※すべて税抜き

落札価格

38,500,000 円

比率

97.54 %

者数	見積者	第1回	備考
1	三愛物産(株)三重支店	38,500,000	決定

随意契約

抽出案件②

件 名	令和3年度営子推補第48号 (仮称)河芸こども園整備に伴う津市立上野幼稚園及び津市上野保育園便所改修工事
見 積 者	草深林業(株)
業 種	管
施 工 場 所	津市 河芸町上野 地内
工 期	令和4年2月28日
修 繕 概 要	改修(便所改修) 津市立上野幼稚園 洋風便器 3組 津市上野保育園 洋風便器 2組 ※上記に係る機械設備工事等 一式
契 約 方 法	随意契約
見 積 日 時	令和3年9月24日 午前10時00分
随意契約理由	本工事は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、津市立上野幼稚園及び津市上野保育園の便所改修を行うものです。 当該2施設においては、現在、施設運営を行いながら令和3年度営子推補第33号 (仮称)河芸こども園整備に伴う津市立上野幼稚園及び津市上野保育園改修工事を施工しています。 本工事は、当該改修工事と施工期間が重複し、施工箇所が交錯するため、(仮称)河芸こども園整備に伴う津市立上野幼稚園及び津市上野保育園改修工事を施工している草深林業株式会社が本工事を施工することが、工事中の円滑な施設運営と園児の安全を確保する上で最も有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を行うものです。

予 定 価 格 2,301,000 円 ※すべて税抜き

落 札 価 格 2,190,000 円

比 率 95.18 %

見積者	第1回	備考
草深林業(株)	2,190,000	決定

事後審査型条件付一般競争入札

抽出案件③

公 告 日	令和3年7月19日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和３年度北海道新補第２号 白山芸濃線道路改良（舗装）工事（その２）				
工 事 場 所	津市 美里町家所及び美里町足坂		地内		
工 事 概 要	表層 4, 010m2 基層 4, 000m2 路上路盤再生工 4, 010m2				
工 期	契約締結の日から 令和4年2月15日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で 配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和3年8月13日		まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和3年8月13日		まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和3年7月28日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和3年8月2日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和3年8月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和3年8月18日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	57,570,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

予 定 価 格	57,570,000	円	※すべて税抜き
落 札 価 格	50,620,000	円	
最低制限価格	50,620,000	円	
落 札 率	87.93	%	

	入 札 者	入札金額	備考
1	吉村工業(株)	50,370,000	失格 (最低制限価格未満)
2	(有)牛田水道	50,410,000	失格 (最低制限価格未満)
3	坂倉水道(株)	50,440,000	失格 (最低制限価格未満)
4	(株)ティー・エス・ケー	50,460,000	失格 (最低制限価格未満)
5	(有)前田土木建設	50,470,000	失格 (最低制限価格未満)
6	(有)ヤマト産業	50,470,000	失格 (最低制限価格未満)
7	安濃建設(株)	50,470,000	失格 (最低制限価格未満)
8	大和建設(株)	50,470,000	失格 (最低制限価格未満)
9	(有)小林組	50,500,000	失格 (最低制限価格未満)
10	(株)ロッシュ	50,510,000	失格 (最低制限価格未満)
11	(株)河合組	50,520,000	失格 (最低制限価格未満)
12	東海土建(株)	50,530,000	失格 (最低制限価格未満)
13	河芸建設(株)	50,530,000	失格 (最低制限価格未満)
14	田中土木(株)	50,530,000	失格 (最低制限価格未満)
15	(株)佐南組	50,530,000	失格 (最低制限価格未満)
16	金子工業(株)	50,530,000	失格 (最低制限価格未満)
17	(有)安芸土木	50,530,000	失格 (最低制限価格未満)
18	勢和建設(株)	50,530,000	失格 (最低制限価格未満)
19	(株)ジェイエイ津安芸	50,540,000	失格 (最低制限価格未満)
20	(株)林組	50,550,000	失格 (最低制限価格未満)
21	本州舗装(株)	50,560,000	失格 (最低制限価格未満)
22	北嶋建設(株)	50,570,000	失格 (最低制限価格未満)
23	(有)松村土木	50,570,000	失格 (最低制限価格未満)
24	(株)雄建	50,570,000	失格 (最低制限価格未満)
25	(有)丸新建設	50,580,000	失格 (最低制限価格未満)
26	(株)マスカワ	50,610,000	失格 (最低制限価格未満)
27	(株)藤谷建設	50,610,000	失格 (最低制限価格未満)
28	(株)若葉晃建	50,620,000	落札決定
29	(株)アイケーディ	50,640,000	
30	(有)大森組	62,780,000	